



8 環管第 8 5 号  
平成28年 3月10日

京都府環境審議会  
会長 内藤 正明 様

京都府知事 山田 啓二



京都府環境影響評価条例施行規則の一部改正について（諮問）

京都府環境影響評価条例施行規則（平成11年京都府規則第21号）の一部改正について、貴審議会に諮問します。

(諮問理由)

大規模な開発事業に伴う環境への影響について科学的な検討を行い、必要な対策をとることにより、環境保全上の支障を未然に防止し、良好な環境を確保する環境影響評価は極めて重要です。

京都府では、京都府環境影響評価条例により環境影響評価法の対象外である事業の追加（横出し）や、法の対象事業よりも規模の小さな事業の追加（すそ下げ）をすることで、法の対象事業以外の事業についても環境アセスメント手続の対象としています。

府条例では現在17の事業が対象事業となっており、そのうち、面開発事業（造成事業）については、特定の事業のための造成事業のみを対象としていますが、社会情勢の変化や科学技術の進展により、これら面開発事業と環境影響の程度が同程度であるものの、対象となっていない事業の追加について検討する必要がでてきました。

このため、対象事業の追加について御審議いただきたく、京都府環境審議会の意見を求めるものであります。

平成28年 3月24日

京都府環境審議会環境管理部会長 様

京都府環境審議会会長



京都府環境審議会諮問事項の付議について

平成28年 3月10日付け 8環管第 85号で京都府知事から諮問がありました京都府環境影響評価条例施行規則の一部改正について、京都府環境審議会運営要領第4条により、環境管理部会に付議します。